

令和6年9月3日

お客さま各位

大分県信用組合

未利用口座管理手数料の新設および未利用口座自動解約の取扱開始について

平素より大分県信用組合へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、令和6年11月1日（金）より、長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し、対象口座の残高が同手数料に満たない場合、自動的に口座が解約となる取扱いを開始いたします。

この度の取扱いは、長期間ご利用されていない口座が不正利用されることによる犯罪の発生や、お客さまの被害を防止することを目的としております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけいたしますが、今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用となる口座

令和6年11月1日、最後のお預入れまたは払戻し等（お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）のいずれか遅い日から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。）を未利用口座として取り扱います。

2. 未利用口座管理手数料について

- (1) お客さまの口座が未利用となった際、事前に文書にてお届けのご住所宛にご案内をさせていただきます。
- (2) ご案内を差し上げてから一定期間（3カ月）経過してもお取引がない場合、当組合が定める任意の日に年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料の対象外となる口座
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②同一お取引店で、定期預金、定期積金、積立定期預金、出資金、国債、投資信託等のお取引がある場合
 - ③同一お取引店で、融資のお取引がある場合
 - ④カードローン契約のある口座

3. 口座の自動解約について

未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を当組合所定の方法により、自動解約させていただきます。なお、引落し済の未利用口座管理手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承下さい。

以上